

中丹ふるさとを守る絆ネット推進事業実施方針

(目的)

第1 中丹地域等において企業活動を営む事業者等（以下「事業者等」という。）と行政機関が相互に連携し、事業者等が見守り活動や農村交流活動（以下「交流等」という。）を行うことにより、安心安全な暮らしの構築や農村の維持活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2 この実施方針において次の各号に掲げる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 事業者等 府内で事業活動を行う法人、NPO、その他団体等
- (2) 見守り活動 事業者等が業務活動中において、その業務の対象者の日常生活で何らかの異変等を察知した場合、市へ連絡すること等
- (3) 農村交流活動 事業者等が農村で行うボランティア活動、農業体験、ふれあい体験等

(府の役割)

第3 京都府中丹広域振興局（以下「府」という。）は本事業の周知に努めるとともに、交流等を実施する事業者等とそれらの活動を依頼する市や地域住民との連携、調整を行い、助言するものとする。

- 2 府は事業者等より交流等を実施したい旨申し出があった場合には、該当市にその内容を連絡するものとする。また、市から同様の申し出があれば、申し出のあった地域で交流等を希望する事業者等へ連絡するものとする。
- 3 第5第2項に規定する協定が締結された際には、府はその内容を府のホームページに掲載する等周知に努めるものとする。
- 4 交流等を実施した事業者等であって、優良な活動をしたものを府は表彰することができる。

(手続き)

第4 事業者等及び市が交流等を実施したい場合は、別紙様式1により府に申し込み、農村の地域住民が農村交流活動を実施したい場合は様式2により市に申し込むこととする。また、事業者等の参加申込資格要件は、別紙のとおりとする。

- 2 事業者等や市が交流等を中止または廃止する場合は、府に対し書面により申し出ることとする。

(協定の締結)

第5 第4の事業者等、該当市及び府は、交流等の実施について協議することとする。なお、農村交流の実施の場合は市は地域住民と十分協議することとする。

- 2 事業者等、市及び府は交流等に関する決定事項について、原則として協定を取り交わすこととする。また、必要に応じ、交流等の内容を記載した覚書を締結することができる。

(連絡調整会議の開催)

第6 府は、事業を円滑に運営するために本事業に参加する事業者等と市及び府の関係部局による連絡調整会議を開催することができる。

(個人情報の保護)

第7 本事業に参加する事業者等、市及び府の構成員は、事業の実施に際して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、京都府個人情報保護条例（平成8年条例第1号）及び市の個人情報保護条例を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

附 則

この実施方針は平成23年2月4日から適用する。

参加申込資格要件

事業者等の参加申込資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (2) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (3) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (4) 任意団体等については、当該団体等の構成員等（20歳以上）が3名以上あり、責任者が明確であり、事務処理担当者を置くものであること。